

## スケートセンター受水槽清掃及び水質検査業務仕様書

## 1 対象

貯水槽容量 30 t

## 2 点検要領

貯水槽の清掃を行うに際しては、点検を念入りに行い、適切な対策と清掃のための工程をたてなければならない。点検の対象としては貯水槽本体のみならず貯水槽に附属している機器・装置で、給水設備としての機能上必要な附属設備も関連があるので清掃に際しては、これらの機器も十分な点検を必要とする。

また、貯水槽を機能的、衛生的に維持するために次の諸点に特に重点をおく。

- ◎ 漏 水 ⇒ 貯水槽、配管類及び弁類からの漏水
- ◎ 被 覆 塗 装 ⇒ 管の被覆。貯水槽の内外の塗装、特に内部
- ◎ 計 器 類 ⇒ 各種警報装置及び水位計の正確さ、電気部品の機能
- ◎ 清 潔 程 度 ⇒ 清潔に保持されているか。

## 3 水質の条件

貯水槽の清掃が全部完了し、貯水槽内に水を満水させた後、残留塩素測定及び水質検査を行う。具体的には下記の5項目については行い、それぞれの条件を上回っていないなければならない。

- ◎ 遊離残留塩素 ⇒ 0.4 ppm以上
- ◎ 色 度 ⇒ 5度以下
- ◎ 濁 度 ⇒ 2度以下
- ◎ 臭 気 ⇒ 異常でないこと。ただし、消毒による臭気を除く
- ◎ 味 ⇒ 異常でないこと。

## 4 その他

その他、貯水槽清掃管理基準に基づき行うものとする。